

## 令和5年第3回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年3月10日（金） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町地域活性化センター2階大会議室

### ○農業委員

（出席：10名）

1番：中川 光春            2番：道園 浩二            4番：小島 政文

5番：尾上 春樹            6番：告宮 幸一            7番：塚本 壽

8番：山田 和治            9番：寺本 眞理子        10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

3番：田口 昭広

### ○農地利用最適化推進委員

（出席：12名）

1番：本郷 昭博            2番：牧 正徳            3番：松岡 哲治

4番：矢野 解光            5番：田口 宗一            7番：宮島 正文

8番：坂口 恵美子        11番：木川 保            12番：一川 清

13番：西村 隆            14番：草野 義雄        15番：瀧上 米作

（欠席：3名）

6番：下崎 省一            9番：藤井 雅史            10番：小崎 良一

### ○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之            事務局次長：才保 親哉

係 長：大浪 和典            主 事：一本 光喜

### ○議 事

日程第1 報告第 3号 農地使用貸借権の合意解約の届出について

日程第2 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第 8号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積  
の廃止について

日程第4 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第6 議案第11号 農用地利用集積計画の審議について

日程第7 議案第12号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの  
判断について（非農地判断）

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和5年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、3番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、9番の〇〇委員、10番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>次に、報告第3号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第3号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第3号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第3号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおり</p>

	<p>りです。事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第4号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第4号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第8号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>議案第8号、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について。</p> <p>農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積が削除されることから、改正法の施行日以降、別段面積を廃止することとする。</p> <p>これは、平成21年第12回総会の議案第51号で、本町の別段面積を40aと定めており、今回農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、廃止するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第8号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第8号について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第8号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p>

所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小田浦福祉センターの東側、約310mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、野菜が作付けされており、譲り受けた後は引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。

総会資料の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は長年、耕作管理を行っていたが、遠方に居住地を移し、また高齢になってきたため、譲渡する。譲受人は、引き続き野菜の栽培を行い、適正に管理するということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われれます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、町立田浦中学校の北側、約160mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、譲り受けた後は形状変更を行い、隣接する譲受人の父名義の農地と合わせて適正に管理するということでした。

総会資料の4ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望もあり譲渡する。譲受人は、申請地の周辺に自作地があるので、農地を集約し、規模拡大を図る。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われれます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、湯浦諏訪神社の北東側、約500mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、譲り受けた後は栗を

植栽し、適正に管理するということでした。

総会資料の6ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望もあり譲渡する。譲受人は、申請地の周辺に自作地があるので、農地を集約し、規模拡大を図る。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の5ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、百木農村公園の西側の場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、田として利用されており、譲り受けた後は畜産飼料の栽培を行い、適正に管理するということでした。

総会資料の8ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は、以前譲り受けた農地の代替地として譲渡する。譲受人は、以前譲り渡した農地の代替地として譲り受ける。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、百木農村公園の南側、約310mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、田として利用されており、譲り受けた後も引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。

総会資料の10ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢で耕作が困難なため譲渡する。譲受人は、譲渡人の意向もあり、譲り受ける。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由

	<p>ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を1番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>3月3日に〇〇推進委員、事務局と現地確認に行きました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局、〇〇委員が言われたとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件は私が担当地区ですので、私が説明します。</p> <p>現地は田浦中学校のグラウンド側で、譲受人が綺麗に草払いされていたので、有効活用されると思います。</p> <p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>譲受人が隣接地で温州みかんを作っておられるので、適正に管理されると思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番の案件を2番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>3日に事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。現地は草を刈ってあり、管理されていまして。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>4番から5番の案件をまとめて、4番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>3日に〇〇推進委員、事務局と現地に行きました。以前から耕作されているので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明のとおりです。何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第9号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。5番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、農家住宅です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。</p> <p>総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、橋本地区公民館の南側、約50mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は既に住宅が建っており、始末書が添付されています。</p> <p>申請地周辺に農地は存在しますが、昭和30年頃に既に住宅が建築されており、農地への日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の12ページをお願いします。配置図を載せています。</p> <p>給水については、上水道を利用し、排水については、生活排水は合併処理浄化槽を利用し既設排水溝へ排水し、雨水は自然透水及び排水管を利用し、既設排水溝へ排水しているとのことでした。</p> <p>総会資料の13ページをお願いします。農地区分図を載せています。</p>

農地の広がりには斜線部分の約0.3haです。

総会資料の14ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、本申請地を譲り受け、農家住宅用地として利用したく申請するもの」です。また、譲受人の父が本申請地に昭和30年頃に住宅を建築したが、転用を怠っていたため始末書が添付されております。

土地の選定及び代替の可能性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に住宅が建築されていること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、宅地拡張です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。

総会資料の15ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、山川地区農村集落センターの南西側、約600mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、既に住宅の敷地となっており、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の16ページをお願いします。配置図を載せています。

給水・排水については、既存の宅地及び居宅の敷地の増設であるため、特に問題はないと思われます。

総会資料の17ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約6.4haです。

総会資料の18ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、令和2年7月豪雨災害により、住宅の裏側が崩れたため、復旧工事を行う際に本申請地を譲り受け、住宅敷地の補強を行ったが、町の災害復旧で工事を行ったため、本申請を

	<p>怠っていたことから、今回申請するもの」です。</p> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に住宅が建築されていること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番から2番の案件をまとめて、2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>3日に事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。</p> <p>1番の案件ですが、昭和30年頃に家が建っているということで、周辺への影響はないと思います。事務局の説明のとおりです。</p> <p>2番の案件は、事務局の説明どおり、令和2年7月豪雨で崩れまして、家が傾くような状況でした。私も当時消防団で現地を見ましたが、シートで応急措置した記憶がございます。崩れた部分の補強ということで、申請地は20㎡の狭い面積となっております。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第10号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第11号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の7ページをお願いします。</p>

	<p>議案第 11 号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 1 年 10 か月間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 11 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。</p>
事務局	<p>次の議案第 12 号につきましては、議長が関係しておりますので、議長は一時退席をされます。進行につきましては、副議長が行います。</p> <p>(議長、一時退席)</p>
副議長	<p>次に、議案第 12 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 8 ページをお願いします。</p>

	<p>議案第12号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>次に、詳細について説明します。</p> <p>総会資料の19ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、大木場地区ふれあいセンターの北側、約350mの場所を含めた4筆になります。</p> <p>総会資料の20ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。写真のとおり、現況は雑木等が生い茂り、山林化しています。</p> <p>総会資料の21ページをお願いします。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、雑木等が生い茂り、森林の様相を呈していることから、農地への復元が困難であると思われるため、非農地判断の基準により、非農地との判断が妥当であると思われるため、</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
副議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>3日に現地を見ました。以前から写真のとおり山林化しており、土砂崩れ等も起きているので、非農地と判断してきました。よろしくをお願いします。</p>
副議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第12号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>確認ですが、資料の写真の中にハウス、倉庫のようなものがありますが、申請地はその先の場所ですよね。</p>
事務局	<p>ハウス等は含まれておりません。ハウスの上の方に道が通っておりまして、その道の上の土地及びハウスと道の間の土地となります。</p>
〇〇委員	<p>わかりました。</p>
副議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 議長に入室をお願いします。</p> <p>(議長、着席)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>